

令和 8 年熊本地震による影響を踏まえたAMEDからの研究費に係る手続等について

区 分 / 事 項		手 続 等
令和 7 年度実施課題		
1. 当該年度の研究開発が完了した課題		
① 額の確定調査	額の確定検査は、実績報告書を御提出頂いた後、令和 8 年 1 1 月中旬までの間で実施することとしていますので、日程は、後日、AMED 各課題担当から調整させていただきます。	
② 経費の支出に係る証拠書類等	証拠書類等は、原則、原本を備えて頂くこととなっています。 証拠書類等が、滅失してしまった場合には、原本の写しや内容等を確認できる資料によることとします。 原本の写しや内容等を確認できる資料も滅失している場合には、その旨をAMED 各課題担当まで御連絡ください。	
2. 当該年度では研究開発が完了せず繰り越した課題		
① 繰越しに伴う委託研究開発契約書の変更	個別に対応しますので、AMED 各課題担当まで御連絡ください。	
② 繰り越した課題の研究開発期間の再延長		
令和 8 年度実施課題		
① 変更承認申請書の作成・提出	変更契約の締結や変更承認を受ける研究開発計画等の変更が生じた場合には予め当該申請書を提出することとなっておりますが、当初の契約金額の範囲内において、被災に起因して研究開発の再開のために流用制限を超える経費の配分を変更する等の場合には事後の申請も受理することとします。 なお、事後の申請により確認を行った際、被災に起因していることや研究開発の再開のためであることが確認できない場合には委託費や補助金を充当できないことがあることをご留意ください。	
② 変更届の作成・提出	当該届出書の提出期限を随時、又は当月分をまとめて遅くとも翌月 1 0 日までから 7 月分の変更は 9 月末、8 月分の変更は 1 0 月末まで延長します。 なお、今後、被災の状況により、延長後の期限までに提出できないことも考えられますので、その際は、その旨をAMED 各課題担当まで御連絡ください。	
③ 公募の締切	個別に対応しますので、AMED 各事業担当までご連絡ください。	
その他経費の執行等		
1. 研究用設備・備品関係		
① 研究用設備・備品（提供物品含む。）の購入及び修理費用	令和 8 年度の研究開発に使用予定であった、令和 7 年度のAMEDの研究費により購入した研究用設備・備品が、使用不能となった場合の相当品の購入費や修理費は、直接経費として計上することが可能です。 手続等については、前述「令和 8 年度実施課題①」を御参照ください。	
② 使用不能となった研究用設備・備品の処分（大学等）	使用不能となった研究用設備・備品の処分について、委託事業で取得したものの申請は不要です。一方、補助金で取得したものは、「財産処分承認申請書」の作成・提出が必要となります。また、委託事業では、AMEDからの提供物品がある場合は「物品不用・処分申請書」の作成・提出が必要です。 当該申請書の提出は、前述「令和 8 年度実施課題①」の申請書と合わせて御提出ください。 処分にかかる費用は、直接経費として計上はできません。 なお、処分に伴い、収入が発生する場合にはAMEDに当該金額を返還して頂きますので、その際は、その旨をAMED 各課題担当まで御連絡ください。	

令和8年熊本地震による影響を踏まえたAMEDからの研究費に係る手続等について

区 分 / 事 項			手 続 等
		③ 使用不能となった研究用設備・備品の処分（企業等）	使用不能となった研究用設備・備品の処分について、委託事業で取得したものおよびAMEDからの提供物品は「物品不用・処分申請書」、補助金で取得したものは、「財産処分承認申請書」の作成・提出が必要となります。当該申請書の提出は、前述「令和8年度実施課題①」の申請書と合わせて御提出ください。 処分にかかる費用は、直接経費としては計上できません。 なお、処分に伴い、収入が発生する場合にはAMEDに当該金額を返還して頂きますので、その際は、その旨をAMED各課題担当まで御連絡ください。
	2. 研究用試薬・材料・消耗品関係		
		① 研究用試薬・材料・消耗品の取扱い	予め購入していた研究用試薬・材料・消耗品が滅失や使用不能となり、新たに購入する場合には、当該費用も直接経費として計上することが可能です。
	3. 旅費関係		
		① 旅費の計上について	運転見合せなど交通機関が使用できなくなり延泊又は他の交通機関を利用したことによりかかった費用については、当該旅費を直接経費として計上することが可能です。
		② 旅費におけるキャンセル料の取扱い	震災の発生により出張をすることが困難となり、キャンセルをしたことに伴うキャンセル料は、事務処理説明書（4.3.2＜旅費＞キャンセル料）に定める「やむを得ない理由」に該当すると考えられますので、直接経費として計上することが可能です。
	4. 人件費・謝金関係		
		① 研究開発を再開するまでの間の人件費・謝金の取扱い	震災の発生以降、研究開発を再開するまでの間の人件費等について、研究機関の規定に基づき給与等が支払われている場合には、契約締結時のエフォートにより、直接経費として計上することが可能です。 詳細につきましては、AMED各課題担当まで御連絡ください。
	5. その他		
		① 他機関の研究施設等において研究開発を継続する場合の取扱い	自らの属する研究機関の研究施設・設備の復旧を待たず、他機関の研究施設・設備を借りて研究開発を継続して実施することにより発生する費用（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）は、直接経費として計上することが可能です。 また、その場合、他機関が当該課題の研究開発代表者又は研究開発分担者の属する機関である場合、物品費については一時的に他機関が立て替えることも可能です。 詳細につきましては、AMED各課題担当まで御連絡ください。
		② 知的財産権に関するAMEDへの通知（バイドール報告）／発明等報告書／発明等届出／知的財産権出願通知書／知的財産権出願通知書／知的財産権出願後状況通知書／知的財産権出願後状況通知書／知的財産権移転等通知書	各種知財様式について、委託研究開発契約書に定める期限までに提出することが困難な場合は、提出期限については、研究機関の事情に応じて柔軟に対応するものとしますので、AMED実用化推進部まで御連絡ください。